

## 都市間連携に必要な仕組みと財政措置に関する提言

人口減少・少子高齢化の急速な進展の中、圏域（地域）全体を活性化し、人や企業を惹きつける魅力あるものとするためには、都市間連携の取組みが不可欠であり、中核市長会では、理想的な都市間連携について研究を重ねてきた。

こうした中、第30次地方制度調査会の答申を踏まえた改正地方自治法の成立、新たな広域連携制度の創設に向けた政府の取組みは評価ができるものであるが、今後、この新たな広域連携制度が充実し、機能していくためにも、政府において、以下の事項について積極的な措置を講じられるよう提言する。

### 1 積極的な広域連携に対し、十分な財政措置を行うこと

中核市において、都市間連携を進めるには、新たな人的・財政的負担が生じることとなるが、仮にその負担に見合う財源保障がなされない場合、地方中枢拠点都市や三大都市圏においても、新たな広域連携制度が活用されない可能性をはらんでいる。連携の中心となる中核市及び当該圏域の規模（人口・面積）やそれぞれが担う役割に応じて、十分かつ恒久的な財政措置を行うこと。

また、特区や国の補助率の嵩上げなど、国の他制度においても優遇措置が得られるよう、省庁横断的な対応を実施すること。

### 2 新たな広域連携制度については、活用しやすい制度とすること

新たな広域連携制度の活用促進のため、改正地方自治法に基づく連携協約等の事務手続きや連携協約に記載する内容は簡素化すること。

また、新たな広域連携制度の活用促進のため、地方中枢拠点都市や財政措置の対象となる連携協約等の要件については、活用しやすいものとなるよう検討すること。

そして、財政措置については、使途が制限されず、幅広く活用が可能な財源である普通地方交付税を中心とすること。

加えて、改正地方自治法第252条の2第5項には、公益上必要がある場合においては、都道府県知事が、関係のある地方公共団体に対し、連携協約を締結すべきことを勧告することができる。円滑な連携協約を促進するため、都道府県知事による勧告制度の運用基準を明確にすること。

### 3 都道府県の役割を明確にすること

「基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会」報告書では、条件不利地域の市町村について、都道府県が補完する役割が示されているが、他の市町村間の広域連携を円滑に進めるためにも、どのような場合に条件不利地域の市町村として都道府県が補完を行うのか、明確にする必要がある。

また、各都道府県には、県民局や振興局といった支庁機関が設置されているが、こうした機関がこれまで管轄内の広域連携事業を推進してきた例もある。今後、このような都道府県の支庁機関に対し、都市間連携をけん引する市は、どのように対応していけばよいのか、現段階では不明である。

今後の都道府県の果たすべき役割について、早急に明確にすること。

### 4 広域連携の必要性や新たな制度についての周知を徹底すること

都市間連携を推進するためには、連携相手となる自治体が、連携の必要性や制度について十分な理解を得なければ合意形成を図ることができない。しかしながら、現在、地方中枢拠点都市の該当市に対しての制度説明等はなされているが、他の自治体については、広域連携の必要性や新たな広域連携制度について浸透しているとは言い難い。また、主な財政措置の対象となる地方中枢拠点都市の該当市からの説明のみでは、合意形成が困難な場合もある。

今後の都市間連携の円滑な推進のため、国において、連携の必要性や新たな広域連携制度について、十分な周知を行うこと。

### 5 定住自立圏構想との関係整理を早急に進めること

平成21年の定住自立圏構想の全国展開が始まってから4年が経過し、その効果や課題について、平成26年3月に「定住自立圏構想の今後のあり方に関する研究会最終報告書」が出され、改正された定住自立圏構想推進要綱が4月1日に施行されたところである。

こうした中での、改正地方自治法の成立、及び新たな広域連携制度の創設の動きは、都市間連携のまさに中核を担う中核市にとっては、今後の連携のあり方を検討していく上で、大きな影響がある。

今後の都市間連携の推進のため、定住自立圏構想と新たな広域連携制度の機能的な役割分担を明確にするなど、両制度の関係整理を早急に進めること。

平成26年5月29日

中核市市長会